

「働き方改革にかかる包括連携協定」を 締結しました



島田 万里 熊本県信用組合理事長（左）と木下 正人 熊本労働局長（右）

令和3年12月22日、熊本労働局と熊本県信用組合の間で、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しました。

この包括連携協定は、地域企業への経営支援を行っている信用組合と、働き方改革の推進に取り組む労働局が、相互に連携を図ることで、特に中小規模の事業者を対象に、働きやすい職場環境の整備や労働生産性の向上・地域経済の活性化・雇用の創出を推進することを目的としたものです。

今後は、働き方改革に係る助成金等の支援策や国の施策について、労働局から信用組合の各店舗等を通じて顧客の皆さんに情報提供を行います。双方の連携を通じて、より多くの事業者の皆さんに支援策等を活用していただき、働き方改革が促進されるよう施策を展開してまいります。